

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

境港市長 伊達憲太郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

境港市営竜ヶ山球場
境港市民スポーツ広場
境港市民体育館
境港第2市民体育館
境港市民テニス場中央コート
境港市営竜ヶ山陸上競技場

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

名称 境港市スポーツ協会
所在地 境港市中野町1900番地

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(参考)

指定管理者の概要

1 団体の所在地、名称及び代表者

所在地 境港市中野町 1900 番地

名 称 境港市スポーツ協会

代表者 会長 高木 敏行

2 設立年月日

昭和 31 年 4 月 1 日

3 設立目的

本市のアマチュアスポーツの統一組織として、本市のスポーツを振興し、市民の体力向上を図り、健全な精神を養うことを目的とする。

4 事業内容

上記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図る。
- (2) スポーツに関する各種行事実施及び後援
- (3) スポーツについて、教育委員会その他の機関に対して意見を述べ、又はその施策に協力すること。
- (4) スポーツクラブの育成ならびにスポーツ教室等スポーツ振興事業を実施すること。
- (5) 市民総合体育大会を開催すること。
- (6) スポーツの宣伝啓発を図ること。
- (7) 少年スポーツを育成すること。
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

(参考)

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 (省略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（以下省略）

議案第90号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

境港市長 伊達憲太郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

境港市民温水プール

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

名称 特定非営利活動法人境港スイミングスクール
所在地 境港市中野町2035番地

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(参考)

指定管理者の概要

1 団体の所在地、名称及び代表者

所在地 境港市中野町 2035 番地
名 称 特定非営利活動法人境港スイミングスクール
代表者 会長 山田 哲男

2 設立年月日

平成 26 年 3 月 7 日

3 設立目的

地域住民に対して、水泳及び水泳競技の普及、技能向上、生涯スポーツを推進し健全な心身の保持推進に寄与することを目的とする。

4 事業内容

上記の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 水泳教室及び講習会の開催
- (2) 水泳大会の参加及び開催
- (3) 水中運動指導員の派遣
- (4) プール施設の管理請負業
- (5) 物品販売業

議案第91号

市道の路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

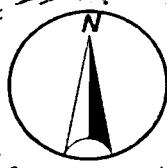
令和4年11月29日 提出

境港市長 伊達憲太郎

廃止路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
6079	中浜79号線	新屋町3228番4地先	
		新屋町1071番地先	

廃止路線



新屋
第3踏切

6079 中浜79号線
延長：1,004.9m
幅員：1.8~8.8m

(参考)

道路法（抜粋）

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第92号

市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

境港市長 伊達憲太郎

認 定 路 線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
6079	中浜79号線	新屋町3228番4地先	
		新屋町678番1地先	
6248	中浜194号線	新屋町1186番6地先	
		新屋町1071番地先	

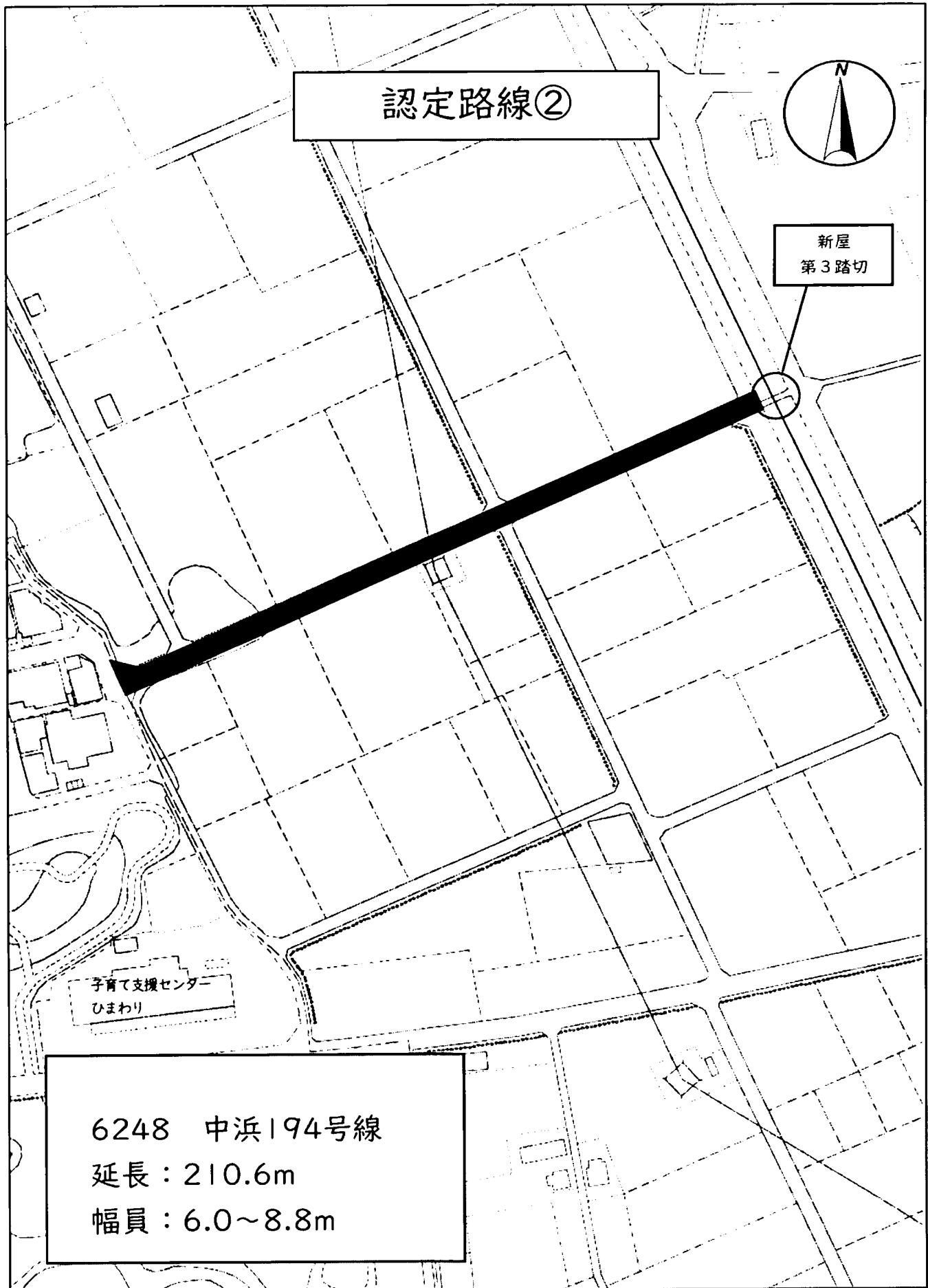
認定路線①



新屋
第3踏切

6079 中浜79号線
延長：778.8m
幅員：2.1~9.2m

中浜小学校



(参考)

道路法（抜粋）

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会を経なければならない。

(以下省略)